

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月19日

支出負担行為担当官

中国四国地方環境事務所

総務課長 前田 征孝

1. 事業の概要

(1) 事業名 大山隠岐国立公園下山野営場再整備及び運営等事業

(2) 事業内容

国立公園の野営場は、利用者が日常生活をはなれた優れた自然の中で安全、快適に、宿泊、食事、休養、集い、遊び、運動、交流などを楽しみ体験することにより、自然とのふれあいや自然への関心と理解を深めることができる場として、これまで国、地方自治体、民間の役割分担と連携によって整備及び管理運営がなされてきた。一方、野営場の利用は、近年、利用形態、利用者層、利用期間、提供されるサービスに対する要求などが多様化する傾向を見せており、こうしたニーズに対応した野営場の再整備及び管理運営が課題となっている。

本事業は、こうした状況を踏まえ、大山隠岐国立公園下山野営場（以下、「本施設」という。）を対象に、設計・工事・運営・維持管理まで一体的に民間事業者に委ねることにより、その創意工夫を最大限に活用した、質の高いサービスの提供を目指すことを目的とする。

(3) 事業の予定地及び施設概要

本事業の事業予定地と施設概要は以下のとおりである。

1) 事業予定地

鳥取県西伯郡大山町大山54（大山隠岐国立公園大山寺集団施設地区内）

2) 対象施設名称

下山野営場（通称：下山キャンプ場）

3) 対象施設の敷地面積

5.54ha

4) 対象施設の概要

野営場（管理棟、テントサイト、炊事棟、公衆トイレ、駐車場、散策路等）

- (4) 履行期間 契約締結日～令和8年(2026年)3月31日
- (5) 本事業は、DBO (Design-Build-Operate) 方式により、本施設の設計及び工事並びに工事監理(以下「施設整備」という。)と運営・維持管理を包括して発注するものであり、施設整備に係る費用は中国四国地方環境事務所が負担し、運営・維持管理は本施設の利用者から施設利用の料金等を得て実施する(入札説明書参照)。
- (6) 本事業は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用事業である。
- (7) 本事業の工事は、総価契約単価合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等について合意するものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式(以下「単価個別合意方式」という。)によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式にて行うものとする。
- (8) 本事業は提出資料、入札等を電子調達システムで行う対象事業である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (9) 本事業は、低入札価格調査制度の対象事業である。

2. 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、単独の法人又は複数の法人で構成される共同事業体とすること。
- (2) 入札参加者が共同事業体の場合、共同事業体を構成する法人の中から代表を務める者を「代表法人」として定めるとともに、当該代表法人が入札参加手続を行うこと。なお、共同事業体を構成する法人のうち、代表法人以外を「構成法人」という。
- (3) 競争参加資格審査書類等の提出後の構成法人の変更は認めない。ただし、特段の事情があると中国四国地方環境事務所が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本事業の各業務、工事のうち、入札に参加する単独の法人又は共同事業体を実施しないものがある場合には、当該業務を実施させる法人を「協利法人」として、参加表明書に明記すること。
- (5) 本入札に参加する法人(構成法人、協利法人を含む)は、他の入札参加者の構成法人又は協利法人となることはできない。
- (6) 代表法人、構成法人又は協利法人のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表法人、構成法人又は協利法人となることは認めない。上記の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

資本関係がある場合

以下のA又はBのいずれかに該当する二者の場合

A：親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以

下同じ。)と子会社の関係にある場合

B：親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係がある場合

以下のA又はBのいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

A：一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

B：一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 同一入札参加者が複数の提案を行うことはできない。

3. 競争参加資格

(1) 法人の参加資格要件

本事業に参加する法人は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 3) 中国四国地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- 4) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 5) 以下に定める届出の義務を履行していない法人(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(2) 設計業務を行う法人の要件

以下に示す要件を全て満たすこと。共同事業体の場合は、代表法人又は設計業務を行う構成法人のいずれかが要件を満たすこと。

- 1) 開札時まで環境省における平成31・32年度又は令和01・02年度一般競争参加資格(測量・建設コンサルタント等)のうち、建築関係建設コンサルタントの認定を受けていること。
- 2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規程に基づく一級又は二級建築士事務所の登録を行っていること。
- 3) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

一級又は二級建築士の資格を有する者であること。

(3) 工事を行う法人の要件

以下に示す要件を全て満たすこと。共同事業体の場合は、代表法人又は工事を行う構成法人のいずれかが要件を満たすこと。

- 1) 開札時まで環境省における平成31・32年度又は令和01・02年度一般競争参加資格（建設工事）のうち、「建築工事」のA等級又はB等級の認定を受けていること。
- 2) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に配置できること。
一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

(4) 工事監理業務を行う法人の要件

以下に示す要件を全て満たすこと。共同事業体の場合は、代表法人又は工事監理を行う構成法人のいずれかの法人が要件を満たすこと。

- 1) 開札時まで環境省における平成31・32年度又は令和01・02年度一般競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）のうち、建築関係建設コンサルタントの認定を受けていること。
- 2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規程に基づく一級又は二級建築士事務所の登録を行っていること。
- 3) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。
一級又は二級建築士の資格を有する者であること。

(5) 運営管理を行う法人の要件

以下に示す要件を全て満たすこと。共同事業体の場合は、代表法人又は運営管理を行う構成法人のいずれかの法人が要件を満たすこと。

- 1) 開札時まで平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」の資格を有する者であること。
- 2) 以下のいずれかの実績を有する者であること。

過去10年以内に、当該法人が所有する野営場（自然公園事業施設に限らない）の経営を1年以上行った実績があること。

過去10年以内に、野営場（自然公園事業施設に限らない）の運営又は維持管理に係る業務を1年以上受託（指定管理含む）した実績があること。

4. 事業提案審査

(1) 落札者の決定方法

1) 入札参加者は、「価格」及び「事業提案」をもって入札をし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、以下に示す評価点を総合して行う。なお、評価方法の詳細は落札者決定基準に示す。

1) 価格評価点

入札参加者から提示された入札価格に基づき、算出。

2) 事業提案評価点

入札参加者から提示された事業提案書の内容に応じ、以下の から の項目毎に評価を行い、算出。

法人等の専門技術力等

予定管理技術者等の経験及び能力

事業全体の実施方針

事業の各業務に関する事業提案

5 . 入札手続等

(1) 担当部局

事業者の募集及び選定に関する各種書類の提出、その他諸連絡等に係る中国四国地方環境事務所
の担当は、下記の通りとする。

中国四国地方環境事務所 総務課 (担当：竹内・鯨井)

住 所 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 (郵便番号700-0907)

電 話 086-223-1577

ファックス 086-224-2081

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、中国四国地方環境事務所のホームページの「調達情報」より必要な件名を選択し、「公告」の下段に入札説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードすることにより交付する。

環境省中国四国地方環境事務所URL：<http://chushikoku.env.go.jp/procure/>

交付期間：令和元年7月19日(金)～令和元年8月19日(月)まで、交付時間は9時00分～17時00分まで。

やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体(DVD

等)を(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。

1) 持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。受付期間は令和元年7月19日(金)～令和元年8月19日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、受付時間は9時00分～17時00分(12時から13時を除く)まで。

2) 郵送による場合は、必ず事前に(1)まで電話連絡の上、(1)に記録媒体、140円分の切手を添付した角2(A4判用)返信用封筒(宛先を記載すること。)を送付すること。
なお、交付期間内に到着しなかった場合は、入札説明書の交付は行わない。

(3) 競争参加資格審査に関する提出書類の受付

本事業の入札への参加を希望する法人又は共同事業者は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類(様式集:様式A及びA-1～A-10)を提出すること。

提出期間:令和元年7月19日(金)9時～令和元年8月19日(月)17時

持参の場合は中国四国地方環境事務所の執務日の9～12時、13～17時に限る。

提出場所:5.(1)の担当部署。

提出方法:持参又は郵送(提出期限必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

(4) 事業提案書の提出

参加資格審査で選定された法人又は共同事業者(以下、「入札参加者」という。)は、事業提案書を以下の期間に提出すること。提出期間に遅れた場合は、失格とする。

提出期間:令和元年8月21日(水)9時～令和元年9月19日(木)17時

持参の場合は中国四国地方環境事務所の執務日の9～12時、13～17時に限る。

提出場所:5.(1)の担当部署。

提出方法:持参又は郵送(提出期限必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。なお、電子入札を希望する場合は電子調達システムで提出すること。

提出書類:事業提案書(入札説明書の第4章にある提出書類を参照)。

提出部数:正1部・副5部

(5) 開札の日時及び場所

開札日時:令和元年10月11日(金) 11:00

開札場所:中国四国地方環境事務所 会議室

6. 入札参加に関する留意事項

(1) 入札関連書類の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札関連書類及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる時、環境省は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、環境省による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類は返却しない。なお、提案書は入札後において、公表しないものとする。

(8) 環境省からの提示資料の取扱い

環境省が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(9) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 公告に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
 - 2) 事業名及び入札金額のない入札書類
 - 3) 代表法人名、構成法人名及び押印のない又は不明瞭な入札書類
 - 4) 事業名に誤りのある入札書類
 - 5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書類
 - 6) 入札金額を訂正した入札書類
 - 7) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
 - 8) 入札書類の受付期間締切までに環境省担当窓口に到達しなかった入札書類
 - 9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
 - 10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
 - 11) その他入札に関する条件に違反した入札書類
- (10) 必要事項の通知

入札関連書類に定めるもののほか、入札にあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表法人に通知する。